

平成 31 年 4 月 1 日

建設工事一般競争（指名競争）

入札参加資格者 各位

高知市総務部契約課

建設工事の最低制限価格算定方法の改正について

建設工事に係る最低制限価格の算定方法を下記のとおり改正し、平成 31 年 4 月 1 日（公告日、指名通知日が平成 31 年 4 月 1 日以降のもの）から施行します。

記

	改正前	改正後
算定式	① 次の②又は③に該当するもの以外の工事 直接工事費の 97%＋共通仮設費の 90%＋現場管理費の 90%＋一般管理費等の 55%	同左（改正なし）
	② 建築、建築物に係る電気（電気通信を含み、③に該当するものを除く）、管工事 （直接工事費－直接工事費の 10%）の 97%＋共通仮設費の 90%＋（現場管理費＋直接工事費の 10%）の 90%＋一般管理費等の 55%	同左（改正なし）
	③ 下水関連施設、農業用排水機場及び雨水等（内水）排水機場に係る機械、鋼構造、電気（電気通信を含む）設備工事（土地改良施設維持管理適正化事業の適用工事を除く）※（注 1） 機器費の 88%＋直接工事費の 97%＋共通仮設費の 90%＋（現場管理費＋据付間接費＋設計技術費）の 90%＋一般管理費等の 55%	③ 下水関連施設、農業用排水機場及び雨水等（内水）排水機場に係る機械、鋼構造、電気（電気通信を含む）設備工事（土地改良施設維持管理適正化事業の適用工事を除く）※（注 1） 機器費の 90.7%＋直接工事費の 97%＋共通仮設費の 90%＋（現場管理費＋据付間接費＋設計技術費）の 90%＋一般管理費等の 55%
設定範囲	○ 上記算定式により算出した額（税抜き、以下同じ）が、予定価格（税抜き、以下同じ）の 95%を超える場合にあっては、95%の額とし、予定価格の 80%に満たない場合にあっては、80%の額とする。	同左（改正なし）

	改正前	改正後
端数処理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記算定式により算出した額の千円未満の端数を切り捨てる。 ○ ただし、その額が予定価格の80%に満たない場合は、予定価格の80%の額の千円未満の端数を切り上げる。(端数を切り捨てると下限である予定価格の80%を下回るため) 	同左(改正なし)

(注1)：下水関連施設，農業用排水機場及び雨水等（内水）排水機場の建物の電気設備工事については，②に該当します。

また，③の算定式により最低制限価格を設定する工事においては，当該入札公告又は指名通知の際に最低制限価格の算定方法を通知します。(土地改良施設維持管理適正化事業の適用工事も同様)

以上